

第3回「三重県自転車安全利用条例（仮称）」等検討懇話会 議事概要

<日 時> 令和8年9月1日（火） 10:00～12:00

<場 所> 三重県栄町庁舎3階 研修室

<出席者>

【委員】

森泉座長、梅村委員、喜多委員、木原委員、菅尾委員、鷺見委員、田久保委員、彦坂委員※、向井委員、森委員、山口委員（※印の委員はオンライン出席）

【オブザーバ】

三重県警察本部交通部 堀井首席参事官、三重県教育委員会事務局生徒指導課 森課長

<議事概要>

○事務局説明

- ・資料1～4に基づき、「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」（中間案）と「三重県交通安全条例」の改正（中間案）を説明

○委員からの主な意見

（1）「三重県交通安全条例」の改正（中間案）

（山口委員）

- ・改正案第4条第2項について、特定小型原動機付自転車の運転者は三重県交通安全条例と新条例の両方の遵守が必要であるという理解でよいか確認したい。条文の書きぶりによっては、特定小型原動機付自転車は新条例のみに従えばよいとも読み取れるため、文言を再度確認してほしい。

（梅村委員）

- ・第6条第2項の「反射材用品の着用その他の他者からの視認性を高める措置」について、「その他」と「その他の」の使い分けの趣旨を確認したい。並列関係であれば「その他」、包括関係であれば「その他の」となるが、どれか一つの措置を講じればよいという趣旨であれば「その他の」の方が読み取りやすいと思われる。また、反射材用品の着用一つしか例示がない中で「その他の」が続く表現はやや読みにくい。

（2）「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」（中間案）

【第1章 総則】

（事務局）

- ・第6条第5項の特例特定小型原動機付自転車の歩道・路側帯通行に関する規定について、道路交通法のただし書き等の規定（第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項）が正しく反映されていないおそれがある。特例特定小型原動機付

自転車という名称を条文に盛り込んでいるが、法令との整合性を確保した書きぶりとなるよう検討する必要がある。

(森泉座長)

- ・「特例特定小型原動機付自転車を除く」という書きぶりよりも、「法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特例特定小型原動機付自転車についてはそちらに従う」といった形で法令に委ねる書き方の方が、複雑なただし書きへの対応として適切ではないか。

(山口委員)

- ・第 6 条第 5 項については、法令の規定を要約することで誤った解釈が生じるリスクがある。やるなら法令をそのまま引用するか、法令に委ねる書き方とするかのどちらかだと思う。あとは、特例特定小型原動機付自転車の走行ルールが通常の特定小型原動機付自転車と異なることを利用者が認識して走行しなければならないといった体裁にしてはどうかと思う。

(森委員)

- ・第 5 条・第 6 条の運転者の責務と第 15 条の点検及び整備の規定が重複しているように見える。また、「車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守する」という文言で十分ではないか。

(田久保委員)

- ・整備不良の自転車による事故防止の観点から、点検整備を行った上で安全性が確保された車両を利用するという規定を責務に盛り込む意義はある。重複であっても、運転者の責務として明示することに意味があると考ええる。

(梅村委員)

- ・第 15 条の主体の記載が並列的でわかりにくい。
自転車等の運転者に関する点検整備の規定を第 5 条・第 6 条に移し、第 15 条は事業者・貸付業者に関する規定に整理することも一案として考えられる。

(木原委員)

- ・第 8 条の保護者の役割として、保護者に未成年者の「模範となること」を求めているが、その役割は保護者だけではないように思う。

(田久保委員)

- ・保護者の行動が子どもの交通安全意識に大きな影響を与えるという研究結果もあり、保護者が「模範となること」の条文への明記は残してほしい。

(森泉座長)

- ・「模範となる」規定に加え、前回素案にあった「知識・技能を習得させるよう努める」という内容も盛り込む形にすることで、両方の意見が反映できるのではないか。

(山口委員)

- ・第5条・第6条の運転者の責務として、「安全かつ思いやりのある行動及び態度」という文言を盛り込むことは違和感がある。重要なことではあるので、基本理念に規定した方が適切ではないかと思う。

(森泉座長)

- ・自転車等の安全利用に必要な「知識・技能」を習得するだけでなく、それらを踏まえた安全な利用が求められるため、「行動・態度」を運転者の責務に規定した方がよいと思う。

【第2章 自転車等の安全利用】

(喜多委員)

- ・第13条と第14条の関係について、第13条の教育等の規定では足りない部分を第14条のヘルメット着用促進規定で補っているという構成であれば、その関係性がわかるような書きぶりにした方がよいのではないか。

(鷲見委員)

- ・令和8年4月1日から、自動車などに適用されていた交通反則通告制度が自転車にも適用されたが、生徒たちにその内容が十分に周知されているか。そのような制度を生徒が認識していないと、条例が制定されても、なかなか浸透していかないのではと思う。

【第3章 自転車損害賠償責任保険等～第5章 雑則】

(向井委員)

- ・県立学校では自転車通学は許可制であり、許可申請時に自転車損害賠償保険への加入確認や自転車の点検整備の確認、ヘルメットの所持確認を行っている学校もある。保健の授業でも自転車の安全利用は扱われており、学校全体として交通安全教育に取り組んでいる。